

6土(技)第87号  
令和6年5月2日

関係団体の長 様

技術企画室長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置付け変更に伴う土木部発注  
工事における対応等について（通知）

このことについて、令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付けが5類に移行して一定期間が経過し、感染状況も収束してきたことから下記通知文を廃止することとしましたのでお知らせします。

記

- ・令和2年7月17日付け2土(技)第307号「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（通知）」

(参考) 廃止する通知文

2土(技)第307号  
令和2年7月17日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部土木管理局  
土木管理課技術企画室長



新型コロナウイルス対策に伴う熱中症対策に資する  
現場管理費の補正の試行について（通知）

このことについて、熱中症対策に資する現場管理費の補正については、令和元年6月27日付け元土(技)第289号で通知した「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」(以下、試行要領という。)により、対応していただいているところですが、建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等の実践により、例年以上の熱中症対策が必要となることが予想されることから、新型コロナウイルス対策に伴う追加の熱中症対策を実施する場合は、港湾局所管事業を除き、試行要領で「真夏日」と定義している「日最高気温が30度以上の日」を「日最高気温が28度以上の日」と読み替えて対応することとしましたので通知します。

なお、新型コロナウイルス対策に伴う追加の熱中症対策を実施した場合は、試行要領第4条3項の規定による計測結果の資料とあわせて、追加対策の内容がわかる資料を発注者へ提出するようお願いします。

また、既契約工事においても、通知日以降適用することとします。

担当  
技術企画室 技術管理係  
和氣、日野、小笠原  
TEL : 089-912-2648